

令和 7 年度

指導医・後期研修医等国内外研修助成事業

国内外からの指導医招へい事業

募 集 要 項

山口県医師臨床研修推進センター

I 指導医・後期研修医等国内外研修助成事業

1 目的

山口県における臨床研修の質の向上を目的とし、指導医・後期研修医等が国内外で研修を行うことに対する助成を行う。

2 対象者

次のいずれかに該当する者

- (1) 山口県の臨床研修指定病院において2年間の初期臨床研修を終え、山口県の臨床研修指定病院において1年以上勤務している者（後期研修医）
- (2) 山口県の臨床研修指定病院において3年以上勤務し、所定の指導医講習会を修了した者（指導医）
- (3) 山口県の臨床研修指定病院の初期研修医のうち、山口県内の病院で後期研修を行う予定の者（初期研修医）
- (4) その他、上記の(1)～(3)に準じる者（その他）

3 助成経費

1人当たり400千円を上限とする。助成対象および基準額は、別表1、3及び4のとおり

4 助成期間

3か月を基準とする。

5 助成対象人数

予算の範囲内で2名程度

6 研修場所

国内外の医療機関

7 申請手続き

- (1) 申請受付期間：募集開始から令和7年8月1日(金)まで随時
- (2) 助成決定時期：申請書受理後概ね1か月後(予定)

8 申請書類提出方法

所定の用紙に必要事項を記入後、山口県医師臨床研修推進センターに郵送にて提出する。※研修等の計画を明記すること。

9 派遣者の決定

「指導医・後期研修医等国内外研修及び指導医招へい 選考・助成要項」に沿って、選考委員が選考を行う。

10 報告書等

- (1) 研修修了後 1 か月以内に報告書（様式任意）の提出を求める。
- (2) 山口県医師臨床研修推進センターの開催する研修会等において、活動内容の発表を依頼する場合がある。

11 助成決定の取消

山口県医師臨床研修推進センターは、次のいずれかに該当するときは、国内外研修助成決定を遡って取り消すものとする。

- (1) 助成決定された国内外研修（軽微な計画変更を除く。）を履修しなかったとき
- (2) 助成決定年度の翌年度（初期研修医の場合は、初期研修修了後の翌年度）、助成決定を受けた者が、県内で常勤医として勤務（山口大学医学部大学院に進学した場合又は山口大学医学部の各講座に入局し、県外の関連医療機関に勤務した場合を除く。）しなかったとき
- (3) 国内外研修修了後、山口県医師臨床研修推進センターが求める報告書を提出しないとき

12 助成額の返還

国内外研修助成の決定を受けた者又は同者を推薦した所属医療機関は、前述 11 により助成決定を取り消されたときは、助成額の全部又は一部について返還しなければならない。

13 その他

- (1) 申請書類・報告書送付先および問合せ先
山口県医師会内山口県臨床研修推進センター
〒753-0814 山口県山口市吉敷下東 3-1-1 総合保健会館 5F
TEL 083-922-2510 / FAX 083-922-2527
- (2) 申請書類の電子ファイルは以下よりダウンロードできる。
 - ・ 山口県医師会 <http://www.yamaguchi.med.or.jp/>
 - ・ 山口県健康福祉部医療政策課
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/index/>

Ⅱ 国内外からの指導医招へい事業

1 目的

山口県における臨床研修の質の向上を目的とし、国内外からの指導医の招へいに対する助成を行う。

2 対象

国内外において臨床医の指導・教育等に従事している者を招へいしようとする山口県内の臨床研修指定病院

3 助成経費

1人当たり300千円を上限とする。助成対象及び基準額は別表2、3及び4のとおり

4 助成期間

2週間を基準とする。

5 招へい予定人数

予算の範囲内で1～2名程度

6 申請手続き

- (1) 申請受付期間：募集開始から令和7年8月1日(金)まで随時
- (2) 助成決定時期：申請書受理後概ね1か月後(予定)

7 申請書類提出方法

所定の用紙に必要事項を記入後、山口県医師臨床研修推進センターに郵送にて提出する。

8 招へい者の決定

「指導医・後期研修医等国内外研修及び指導医招へい 選考・助成要項」に沿って、選考委員が選考を行う。

9 報告書等

- (1) 招へい終了後1か月以内に報告書(様式任意)の提出を求める。
- (2) 山口県医師臨床研修推進センターの開催する研修会等において、活動内容の発表を依頼する場合がある。

10 招へい決定の取消

山口県医師臨床研修推進センターは、次のいずれかに該当するときは、国内外からの指導医招へい決定を遡って取り消すものとする。

- (1) 招へい決定された指導医（軽微な計画変更を除く。）が招へいされなかったとき
- (2) 招へい終了後、山口県医師臨床研修推進センターが求める報告書を提出しないとき

11 助成額の返還

国内外からの指導医招へい決定をうけた者又は所属医療機関は、前述 10 により招へい決定を取り消されたときは、助成額の全部又は一部について返還しなければならない。

12 その他

- (1) 申請書類・報告書送付先および問合せ先

山口県医師会内山口県臨床研修推進センター

〒753-0814 山口県山口市吉敷下東 3-1-1 総合保健会館 5F

TEL 083-922-2510 / FAX 083-922-2527

- (2) 申請書類の電子ファイルは以下よりダウンロードできる。

- ・ 山口県医師会 <http://www.yamaguchi.med.or.jp/>
- ・ 山口県健康福祉部医療政策課
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a11700/index/>

Ⅲ 指導医・後期研修医等国内外研修及び指導医招へい 選考・助成要項

1 選考委員

山口県医師臨床研修推進センター会長が3名を指名する。

2 選考基準

(1) 指導医・後期研修医等国内外研修

以下のことを考慮して書類選考を行う。必要に応じて申請者に対する面接を実施する。

- ア 山口県の臨床研修指定病院における指導実績および臨床経験
- イ 研修先（国外が望ましい）
- ウ 研修中の研修・活動内容
- エ 山口県における地域医療への今後の貢献
- オ 研修先において研修・活動が円滑に行える語学力（国外の場合）
- カ 申請者の指導医研修会等の参加状況
- キ 申請者の所属する病院の医師等の指導医研修会等の参加状況
- ク 申請者の所属する病院の医師等の本事業への助成状況（できるだけ重複しないこと）

(2) 指導医招へい

以下のことを考慮し書類選考を行う。

- ア 招へい期間における活動内容（招へいした病院に限らず、広く県内医療・臨床研修の向上に資する内容が好ましい）
- イ 招へいされる者の所属機関（国外が望ましい）
- ウ 招へいされる者の専門分野（地域医療に貢献できる分野が望ましい）
- エ 招へいする病院の医師等の指導医研修会等の参加状況
- オ 招へいする病院の本事業への助成状況（できるだけ重複しないこと）

3 助成

- (1) 申請書に基づく予定額について、研修開始及び招へい1か月前に申請者が指定した口座に振り込む。
- (2) 研修及び招へい終了後、報告書をもとに使用額を算出する。予定額より使用額が下回る場合、差額を申請者は返却する。使用額が予定額を上回った場合、予定額を助成額とする。

別表1 指導医・後期研修医等国内外研修助成事業において助成を受けることができる経費（基準額）

助成は、一人当たり上限400千円とし、下記基準により上段（交通費）から優先して助成する。

旅 費	交通費	住所又は所属機関所在地から目的地までの区間を助成対象とし、滞在地での移動交通費は助成対象外とする。 ○航空賃 国内・国外ともエコノミークラスとする。 ○鉄道賃 片道の旅程が50km以上の場合には普通急行料金を、片道の旅程が100km以上の場合には特別急行料金を助成することとし、片道100km以上の旅程については座席指定料金を助成する。 旅程の計算は、一つの急行券・特急券の有効区間ごとに計算することとする。 特別車両料金（いわゆるグリーン車）は助成しない。 ○その他 その他の交通手段については、社会通念上相当と認められる場合についてのみ助成対象とする。
	滞在費	日当及び宿泊料とし、 国内については別表3に規定する定額を、 国外については別表4に規定する定額を基準額とし、滞在日数に応じてその乗数を助成する。
研修費		領収書の提出を義務付けた上、選考委員会が研修に必要と認めた費用とし、月300千円を上限として助成する。 例）研修負担金・参考図書・文献等 なお、消耗品・備品等は助成対象外とする。

※ 日本円以外の経費については、滞在期間の為替レートを基に、日本円相当額に換算する。

別表2 国内外からの指導医招へい事業において助成を受けることができる経費
(基準額)

助成総額の上限を300千円とし、下記基準により助成する

旅 費	交通費	住所又は所属機関所在地から目的地までの区間を助成対象とし、滞在地での移動交通費は助成対象外とするが、研修会・講習会等の開催で県内を移動するものは助成対象とする。 ○航空賃 国内・国外とも原則エコノミークラス（プレミアムエコノミーを含む。）とするが、招へいされる指導医の負担軽減のため必要があると認めるときは、ビジネスクラスへのアップグレードについても助成することとする。 ○鉄道賃 片道の旅程が50km以上の場合には普通急行料金を、片道の旅程が100km以上の場合には特別急行料金を助成することとし、片道100km以上の旅程については座席指定料金を助成する。 旅程の計算は、一つの急行券・特急券の有効区間ごとに計算することとする。 特別車両料金（いわゆるグリーン車）は原則助成しないが、招へいされる指導医の負担軽減のため必要があると認めるときは、特別車両料金についても助成できることとする。 ○その他 その他の交通手段については、社会通念上相当と認められる場合についてのみ助成対象とする。
	滞在費	日当及び宿泊料とし、別表3に規定する定額を基準額とし、滞在日数に応じてその乗数を助成する。
謝 金		原則として、招へい者の区分に応じ、下欄の額を助成する。ただし、選考委員会が必要と認めた場合は、別に定める額とする。 教 授 級 50千円／日 准教授 級 40千円／日 その他 30千円／日
その他		その他、選考委員会が教育・研修に必要と認めた費用について助成する。

※ 日本円以外の経費については、招へい期間の為替レートを基に、日本円相当額に換算する。

別表 3 国内旅行の日当及び宿泊料

日 当	宿泊料
2, 5 0 0 円	1 0, 0 0 0 円

別表 4 外国旅行の日当及び宿泊料

	日 当	宿泊料	地域区分
指定都市	5, 0 0 0 円	1 5, 0 0 0 円	シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーブ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン
甲地方	4, 0 0 0 円	1 3, 0 0 0 円	北米地域、欧州地域、中近東地域 (指定都市、アゼルバイジャン、アルバニア、アルメニア、ウクライナ、ウズベキスタン、エストニア、カザフスタン、キルギス、グルジア、クロアチア、スロバキア、タジギスタン、チェコ、トルクメニスタン、ハンガリー、ブルガリア、ベラルーシ、ポーランド、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア、旧ユーゴスラビア、モルドバ、セルビア、モンテネグロ、ラトビア、リトアニア、ルーマニア、及びロシアを除いた地域)
乙地方	3, 5 0 0 円	1 1, 0 0 0 円	指定都市、甲地方及び丙地方以外の地域
丙地方	3, 0 0 0 円	1 0, 0 0 0 円	アジア地域、中南米地域、アフリカ地域、南極地域 (指定都市、インドシナ半島、インドネシア、大韓民国、東ティモール、フィリピン、ボルネオ及び香港を除いた地域)